

プロバイダの責任に関するフランスの裁判例

聖法律事務所
弁護士 井奈波 朋子

はじめに

本稿において紹介する 2 件の裁判例は、いずれも、Google Video で映画が閲覧可能となっていたことに対し、Google の責任が認められたケースであり、ホスティングサービス提供者（ホスティングサービスプロバイダ）の責任制限について定めたデジタル経済の信用を目的とする 2004 年 6 月 21 日法 2004-575 号（LCEN）¹の適用と、いわゆる著作権の間接侵害が問題となっている。

1 Google の法的責任に関する裁判例

(1) パリ大審裁判所 2007 年 10 月 19 日 Zadig/Google 事件²（裁判例①）

本件は、「Tranquility Bay」と題するドキュメンタリー映画（以下「本件映画」）を製作した原告会社と監督らが、Google Video 上で本件映画が閲覧可能となっていたことによる著作権等の侵害を理由として、Google に対し損害賠償等を請求した事件である。

なお、原告会社は、2006 年 4 月 12 日、本件映画が Google Video 上でアクセス可能になっているとの通報をうけ、直ちに Google に警告を行い、2006 年 4 月 15 日、Google は、本件映画へのアクセスを不能にした旨、原告会社に回答した。しかし、本件映画は Google Video 上で再度アクセス可能となっていたので、原告会社は再び Google に警告を行い、Google はアクセス不能にした旨、回答した。2006 年 6 月 12 日、原告会社と監督らは、本件訴訟を提起した。しかし、訴訟係属中である 2006 年 12 月 1 日、本件映画は、Google Video に再び閲覧可能となっていた。ただし、本件において、映画を閲覧可能な状態にする一連の行為は、一人のユーザーによって行われたものではなく、異なるユーザーによって行われたようである。

裁判所は、まず、プロバイダの責任制限に関する LCEN6-I-2 条の適用について、「Google は、ホスティングサービス提供者として、LCEN6-I-2 条における責任を負う」と判断し、同 6-I-2 条は、「責任の免除を導入したものではなく、限定的に列举された場合における責任の制限を導入したものである」との前提に立って、「被告会社は、通知されたファイルを 2006 年 4 月 15 日に削除し、直ちに措置をとり、ホスティングサービス提供者としての義務を果たしたので、これに基づく民事上の責任は負わないが、2006 年 4 月 17 日、2006 年 12 月 1 日、2007 年 5 月 23 日および 25 日に生じた後日のアップロードに関しては、6-I-2 条の定めを援用することはできない。つまり、最初の通知によって問題のコンテンツが違法

¹ Loi n° 2004-575 du 21 juin 2004 pour la confiance dans l'économie numérique

² Tribunal de grande instance de Paris 3ème chambre, 2ème section Jugement du 19 octobre 2007 Zadig Productions et autres / Google Inc, Afa

であることを知らされたのであるから、新たな配信を避けるために必要な全ての方法を実行するのは被告会社の行うべきことであるが、被告会社は、本件で明らかに効果を失うこととなった第三者の権利の侵害を予防するための、少なくとも、制限するための技術的な解決方法に関する主張を展開していない。オンラインで再度アップロードする各行為は、新たな通知を必要とする新たな事実であるとの議論は、仮に、一連の送信が異なるユーザーによって行われたとしても、そのコンテンツとコンテンツに認められる知的財産権が同じであるかぎり、採用することはできない」と判断した。

次に、裁判所は、著作者人格権侵害について、「本件では、Google Video サービス上、本件映画の同一性を識別する要素は、共同著作者に関しいかなる表示もなく、氏名表示権を侵害する」、「本件映画の時間は最終版が 80 分であるのに対し短縮されていることに加え、本件におけるストリーミング配信は、特に縮小されたフレームのために質が悪い映像にしかない。したがって、同一性保持権を侵害する」と判断した。また、著作財産権侵害について、「本件において、原告会社が監督らの著作物について著作財産権を有することおよびビデオグラムの製作者の著作隣接権を有することについては、異論の余地がない。2006 年 4 月 17 日、2006 年 12 月 1 日、2007 年 5 月 23 日および 25 日に Google Video サービスにおいて許諾なく順次配信されたことは、これらの権利に対する侵害を構成する」と判断した。

(2) パリ商事裁判所 2008 年 2 月 20 日 FlachFilm / Google 事件³ (裁判例②)

本件は、「Le Monde selon Bush (ブッシュによる世界)」と題するドキュメンタリー映画(以下「本件映画」)を製作した原告会社とビデオ等の販売会社が、Google Video 上で本件映画が閲覧可能となっていたことによる著作権等の侵害を理由として、Google に対し、損害賠償等を請求した事件である。

なお、Google Video 上では、インターネットユーザーが本件映画をストリーミング再生またはダウンロードすることができるリンクの存在が確認されたものであり、Google のサーバに本件映画が蓄積されたのではないようである。販売会社は、2006 年 10 月 6 日、Google Video から本件映画を直ちに削除することを要請し、Google は、2006 年 10 月 10 日付けの文書で、インデックスからリンクを削除したことを通知していた。しかし、その後も Google Video 上で本件映画にアクセス可能であることが複数回に亘り確認された。本件において、映画を閲覧可能な状態にする一連の行為は、一人のユーザーによって行われたものかどうかは明らかではない。

裁判所は、Google がホスティングサービス提供者であることを前提に、LCEN6・I・2 条を適用し、「このように制定されたホスティングサービス提供者の責任の制限は、制限的に

³ Tribunal de commerce de Paris 8ème chambre Jugement du 20 février 2008 Flach Film et autres / Google France, Google Inc

列挙された場合にのみ適用されるのであり、特に第三者の権利を侵害しないよう、厳格に解釈されなければならない。ホスティングサービス提供者が、一般的監視義務を負わないとしても、特別な場合、つまり、コンテンツの違法性を知った時から監視義務を負う」とし、「Google と Google France は、2006 年 10 月 6 日に、Google Video のサイト上で本件映画配信の違法性を知らされ、上記規定に従い問題のリンクを部分的ではあっても削除するために直ちに措置をとった。しかし、両社は、この日から本件映画に対するアクセスを不能とするべきであったが、これを実行せず、第三者の権利を侵害したことは明らかである。したがって、両社は、2006 年 10 月 6 日以降に確認された同じコンテンツの配信に関しては、上記規定に定める責任制限を主張できない」と判断した。

次に、裁判所は、著作権侵害について、「法によって定義され規定されているように、著作者の権利を侵害する精神の著作物のあらゆる複製、上演・演奏または配信は、いかなる方法によるものであっても、著作権侵害を構成し、公衆への著作物の伝達はいかなる方法によるものであっても上演・演奏に該当する。両社は、2006 年 10 月 6 日以後、インターネットユーザーに本件映画をダウンロードさせることを可能とし、Google Video France のサイトから無償で本件映画へのアクセスの可能性を提供したのであるから、知的財産権侵害の責を負い、それについて責任を負う」と判断した。

(3) 両裁判例の結論

本稿における 2 件の裁判例は、ホスティングサービス提供者の責任が制限されるのは 6-I-2 条に掲げられている限定的な場合のみであり、それ以外の場合には責任制限は認められないとの解釈を前提とし、警告書受領後、違法コンテンツに再度アクセス可能となっていた場合には、もはや同条に規定する責任が制限される限定的な場合に該当しないと判断した。

2 プロバイダの責任について

(1) プロバイダの責任に関する立法経緯

フランスにおいては、当初、伝達の自由に関する 1986 年 9 月 30 日法 86-1067 号を改正する 2000 年 8 月 1 日法 2000-719 号⁴により、伝達の自由に関する 1986 年 9 月 30 日法⁵にホスティングサービス提供者の責任制限が規定された（旧 43-8 条）。なお、この法律の成立とほぼ同時期に、いわゆる電子商取引指令⁶が成立した。その後、LCEN より、伝達の自由に関する 1986 年 9 月 30 日法 43-8 条は廃止された。これは、インターネットを規制す

⁴ Loi n° 2000-719 du 1^{er} août 2000 modifiant la loi n° 86-1067 du 30 septembre 1986 relative à la liberté de communication

⁵ Loi n° 86-1067 du 30 septembre 1986 relative à la liberté de communication

⁶ DIRECTIVE 2000/31/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 8 June 2000 on certain legal aspects of information society services, in particular electronic commerce, in the Internal Market (Directive on electronic commerce)

る独自の法律を設ける方が望ましいと判断されたことによる。43-8 条廃止後は、LCEN6-I-2 条が、ホスティングサービス提供者の責任制限を規定することになった。

(2) デジタル経済の信用を目的とする 2004 年 6 月 21 日法 2004-575 号 (LCEN)

LCEN6-I-2 条は、電子商取引指令 14 条⁷の規定をより忠実に国内法化することを目指した。同条は、ホスティングサービスを提供するプロバイダの責任制限について、次のように定めている。「オンラインによる公衆伝達サービスによって公衆の用に供するために、それらサービスの名宛人によって提供される信号、テキスト、映像、音声または全ての性質のメッセージの蓄積を行う自然人または法人は、たとえ無償であっても、その違法性もしくは違法性を示す事実および状況を現に知らなかった場合、または、これを知って⁸直ちにこれらのデータを削除しもしくはアクセス不能にするために迅速に措置をとった場合には、その活動またはそのサービスの名宛人の要請によって蓄積された情報を理由として民事上の責任を負わない」。伝達の自由に関する 1986 年 9 月 30 日法 43-8 条が特定の場合に責任を負う旨を定めていた⁹のに対し、LCEN6-I-2 条は特定の場合に限って責任を負わないとの体裁とし、電子商取引指令 14 条と同様、原則として責任を負うことを明確にした。ホスティングサービス提供者は違法なコンテンツに対して責任を負うのが原則であるから、違法であることまたは明らかに違法でなくても違法性を示す事実および状況を知った場合には、それを削除するなどの迅速な措置をとることが求められる。

一方、LCEN6-I-7 条は、プロバイダが一般的監視義務を負わないことを定める電子商取引指令 15 条¹⁰を国内法化したものであり、「1¹¹および 2 に定める者は、送信または蓄積す

⁷ 1. Where an information society service is provided that consists of the storage of information provided by a recipient of the service, Member States shall ensure that the service provider is not liable for the information stored at the request of a recipient of the service, on condition that:

(a) the provider does not have actual knowledge of illegal activity or information and, as regards claims for damages, is not aware of facts or circumstances from which the illegal activity or information is apparent; or

(b) the provider, upon obtaining such knowledge or awareness, acts expeditiously to remove or to disable access to the information.

⁸ LCEN6-I-5 条は、「2 に定める者は、次の事項の通知を受けたときに問題の事実を知ったと推定される」(通知の対象となる事項は、省略)と定める。

⁹ 「公衆の用に供するために、そのサービスによってアクセス可能な信号、テキスト、映像、音声またはすべての性質のメッセージの蓄積を行う自然人または法人は、無償であると有償であることを問わず、司法当局に係属し、そのコンテンツに対するアクセスを回避するために迅速に措置をとらなかった場合にのみ、そのコンテンツを理由として刑事または民事上の責任を負う」

¹⁰ 1. Member States shall not impose a general obligation on providers, when providing the services covered by Articles 12, 13 and 14, to monitor the information which they transmit or store, nor a general obligation actively to seek facts or circumstances indicating illegal activity.

2. Member States may establish obligations for information society service providers promptly to inform the competent public authorities of alleged illegal activities

る情報を監視する一般的義務を負わず、違法な活動であることを示す事実または状況を調査する一般的義務を負わない」と定めている。

(3) LCEN の構造

上記のとおり、LCEN は、ホスティングサービス提供者に対して、違法コンテンツに対する一般的監視を行う作為義務を負わせていない (6-I-7 条)。しかし、違法コンテンツがホスティングサービスを提供するサイトにアップロードされている場合、ホスティングサービス提供者の責任が発生しうる違法状態にある。ホスティングサービス提供者は、法の定めに従った通知を受けた場合には問題の事実を知ったと推定されるから (同 6-I-5 条)、通知を受け、または自ら違法性を知った場合には、直ちに違法コンテンツを削除するかアクセス不能にするために迅速な措置をとらなければ、民事上および刑事上の責任が発生する (同 6-I-2 条、同 6-I-3 条¹²)。濫用的な削除要求により表現の自由が脅かされるのではないかとの懸念に対しては、刑罰を科すことによって対処している (同 6-I-4 条¹³)。

(4) 本件に対する LCEN の適用

LCEN6-I-7 条は、上記のとおり、ホスティングサービス提供者に対し、違法コンテンツに対する一般的監視義務を負わせていないが、本件の裁判例の結論は、同条に反する一般的監視義務を負わせているかのようにも思われる。しかし、警告書を受領し違法コンテンツの存在を知った後の責任については、電子商取引指令も LCEN も明確には定めていないグレーゾーンであり、上記の裁判例の結論は一般的監視義務を否定する電子商取引指令に明確に違反しているともいえない。

他方、LCEN6-I-2 条によれば、ホスティングサービス提供者は、違法コンテンツに対する責任が発生しうる違法状態にあり、同条に限定された場合にのみ責任を制限されるにすぎない。責任を制限される場合は、違法コンテンツの存在を知らなかったときまたは違法

undertaken or information provided by recipients of their service or obligations to communicate to the competent authorities, at their request, information enabling the identification of recipients of their service with whom they have storage agreements.

¹¹ 「1 (LCEN6-I-1 条) に定める者」とは、インターネットアクセスプロバイダを意味する。LCEN6-I-1 条は、旧 43-7 条を修正の上、次のように定める。「オンラインによる公衆伝達サービスに対するアクセスを提供する者は、その会員にあるサービスへのアクセスを制限することまたはそれらを選択することを可能とする技術的手段の存在を告知し、少なくともそれらの手段の一つを提示する」

¹² LCEN6-I-3 条は、刑事上の責任について、次のように定める。「2 に定める者は、違法な活動または情報を現に知らなかった場合、または、それを知ってそれらの情報を削除しもしくはアクセス不能にするために迅速に措置をとった場合には、それらのサービスの名宛人の要請により蓄積した情報を理由として、刑事上の責任を負わない」

¹³ LCEN6-I-4 条「2 に定める者に対し、提示した情報が誤りであり知りつつ、削除または配信をやめさせる目的でコンテンツまたは活動を違法なものであると提示した者は、誰であっても、1 年の禁固刑と 15000 ユーロの罰金に処す」

コンテンツの存在を知って直ちに削除するなど違法コンテンツへアクセスできないようにするために迅速に必要な措置をとった場合に限定される。したがって、違法コンテンツの存在を知って直ちに削除するなどの迅速な措置をとったにもかかわらず、再び、違法コンテンツへのアクセスが可能となっていた、という上記の裁判例の事実の下では、責任制限が認められる場合に該当しない。たとえ、警告を受けた違法コンテンツをアクセス可能とする行為を行ったユーザーとは別のユーザーによって、再度、アクセス可能とする行為が行われた場合であっても、結論は同じである。このような結論は極めて厳格に感じられるが、法律の解釈としては、一貫性があるように思われる。

3 間接侵害について

(1) 著作権侵害に対する差止請求

フランス知的財産法典 122-4 条は、「著作者またはその権利承継人若しくは権利譲受人の同意を得ずに行われる全体的若しくは部分的ないずれの上演・演奏または複製も、不適法とする」と規定する。したがって、著作者の同意を得ないで上演・演奏または複製が行われていれば著作権侵害になる。知的財産権侵害を認定するにあたって、過失の有無や悪意の有無は問題にならない¹⁴。

ところで、フランス知的財産法典上、著作権侵害に対する救済措置である差止および損害賠償に関しては、何ら規定されていない。しかし、同法典 111-1 条は、「精神の著作物の著作者は、その著作物に関して、自己が創作したという事実のみにより、排他的ですべての者に対抗しうる無形の所有権を享有する」と規定しているので、著作権者は、上演・演奏または複製が行われていれば誰に対しても著作権侵害を主張することができ、物権的請求権として侵害の差止めを請求しうると考えられている。物権的請求権は、不法行為責任を基礎とするものではないので、不法行為成立の要件である帰責性 (faute) の存否は問題とならないとされる。物権的請求権としてすべての者に対して著作権を主張しうるとすれば、そもそも直接侵害と間接侵害とを区別する理由も乏しく、フランスではこれまで間接侵害に関する議論が乏しかった。

(2) 本件裁判例における著作権侵害の認定

現に、本件裁判例は、Google Video 上で行われた違法コンテンツの配信に関して、間接侵害という概念を用いず、直接侵害として議論しているのではないかと考えられる。

裁判例①においては、著作財産権侵害について、「本件において、原告会社が監督らの著作物について著作財産権を有することおよびビデオグラムの製作者の著作隣接権を有することについては、異論の余地がない。2006年4月17日、2006年12月1日、2007年5月

¹⁴ 破毀院第1民事部 2001年5月29日「知的財産権侵害は、すべての帰責性 (faute) または悪意と独立して、所有権を侵害する複製、上演・演奏、または利用によって特徴づけられる」

23 日および 25 日に Google Video サービスにおいて許諾なく順次配信されたことにより、これらの権利に対する侵害が構成される」と判示しているので、Google Video による違法コンテンツの配信は、直ちに著作権の（直接）侵害になると考えられているように思われる。しかも、同裁判例は、映画がカットされ劣悪な画質で閲覧に供されていたことを理由として、同一性保持権の侵害をも認めている。映画をカットし劣悪な画質にしたのは、Google Video のユーザーであって、Google が行ったわけではないが、間接侵害者として責任を負うかどうかという議論は全く展開されることなく、そのような映画を配信したことにより、当然に直接侵害者と認定されているようである。

裁判例②においては、「法によって定義され規定されているように、著作権者の権利を侵害する精神の著作物のあらゆる複製、上演・演奏または配信は、いかなる方法によるものであっても、著作権侵害を構成し、公衆への著作物の伝達はいかなる方法によるものであっても上演・演奏に該当する」と判断しているから、直接侵害か間接侵害かという議論を行うまでもなく、権利者の許諾なく複製や配信を行えば、著作権の（直接）侵害であると考えているようである。

ただし、両裁判例は、権利者が Google らに対して著作権侵害を理由とする損害賠償を請求したものであり、違法コンテンツの差止めを求めたものではない。しかし、ホスティングサービス提供者は、LCEN に従いサイトから違法コンテンツを削除する義務を負っているので、Google が配信を続けていけば、著作権侵害行為を理由として、当然に差止めを命ぜられると考えられる。フランスでは、ホスティングサービス提供者は、警告を受けた段階で直ちに違法コンテンツを削除してしまうので、同種の事案において、差止が命じられたケースは少ない。差止めを命じた裁判例として、パリ大審裁判所第 3 部 2007 年 7 月 13 日判決 **Dailymotion** 事件¹⁵がある。**Dailymotion** は、予め登録をしたユーザーに動画を蓄積できるスペースを与え、動画をアップロードして投稿するサイトを運営しているフランス法人であるが、映画の著作権者が、そのサイトに映画がアップロードされストリーミング再生可能な状態にあるとして著作権侵害を理由に訴えた。この事件において、裁判所は、**Dailymotion** に対し、違反が確認される毎に 1500 ユーロを支払うという制裁の下で差止めを命じた。

(3) 直接侵害と間接侵害

以上のように考えると、フランスにおいては、間接侵害を観念できないようにも考えられる。

しかし、フランスの破毀院¹⁶は、かつて、コピーサービスを提供する業者が顧客にそのコピー機を使わせて複写を行わせていた事件において、業者が機器を管理等していること、

¹⁵ Tribunal de grande instance de Paris 3ème chambre, 2ème section Jugement du 13 juillet 2007 Christian C., Nord Ouest Production / Dailymotion, UGC Images

¹⁶破毀院第 1 民事部 1984 年 3 月 7 日判決 Ranou-Graphie 事件

顧客がコピーをとることと業者側がコピーをとることを区別する理由はないこと、コピーは私的複製に向けられたものでなく、業者側は出版社と同じ利益を得ていることから、操作を行う者が顧客であっても、複製を行う者はコピーサービス機器を提供する業者であるとし、私的複製の適用を否定し、コピーサービスを提供する業者に責任を認めた。

この判断を法的にどのように評価するのには議論の余地がある。業者は、著作権侵害行為となる複製を自ら行ったわけではない。そこで、顧客が複製権の直接侵害者であり、コピー業者は複製権の直接侵害者とはいえないから、わが国のカラオケ法理と類似の理屈に頼るしかなかったという考え方もありえよう。一方で、侵害行為とされている複製行為を規範的に捉え、コピー業者が複製行為の主体であり、直接侵害者と判断したとの考え方も成り立ちうる。フランスでは、後者の考え方に依って立つようである。ただし、この場合において、コピー業者の顧客を共同侵害者と捉えるのか、幫助と捉えるのかは必ずしも明確ではない。

しかし、ホスティングサービス提供者の責任を議論する場合、コピー業者のケースとは状況が異なる。ホスティングサービス提供者の場合、一般にそのサーバに情報を蓄積することによって複製行為を行っている。したがって、違法コンテンツをそのサーバに蓄積しているホスティングサービス提供者は、複製権の直接侵害者である。実際、裁判例①においても裁判例②においても、カラオケ法理と同じ様な上記の理屈を使用して、Google の責任を認めたわけではなく、直接侵害者として責任を認めている。